

食品安全委員会第 471 回会合議事録

1. 日時 平成 25 年 4 月 15 日（月） 14：00～16：25

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・化学物質・汚染物質 1 案件

清涼飲料水の規格基準の改正について

(厚生労働省からの説明)

・プリオン 1 案件

ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 4 品目

①低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種

②除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種

③除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種

④*Bacillus subtilis* MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「酢酸カルシウム及び酸化カルシウム」に係る食品健康影響評価について

・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「ジクロロ酢酸」」に係る食品健康影響評価について

・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)」」

に係る食品健康影響評価について

- (3) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 25 年 1 月～3 月分）について
- (4) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

厚生労働省 三木新開発食品保健対策室長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、

池田評価情報分析官、篠原リスクコミュニケーション官、

山本勧告広報課長、植木情報・緊急時対応課長、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について

資料 1-3 ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1-4 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種に係る健康影響評価について

資料 1-5 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種に係る健康影響評価について

資料 1-6 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種に係る健康影響評価について

資料 1-7 *Bacillus subtilis* MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ

- 資料 2-1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2-2 清涼飲料水中のジクロロ酢酸の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2-3 清涼飲料水中のフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等(平成 25 年 1 月～3 月分)について

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 471 回食品安全委員会会合」を開催します。

きょうは 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長、同課、三木新開発食品保健対策室長、道野監視安全課輸入食品安全対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 本日の資料、11 点ございます。

資料 1-1 が厚生労働大臣からの評価要請書でございます。その関連資料として、資料 1-2 から資料 1-7 までございます。

資料 2-1 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、それから、資料 2-2 と資料 2-3 が清涼飲料水中の化学物質の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果についてでございます。

最後に、資料 3 が「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等」、本年の 1 月から 3 月分についてでございます。

以上でございますけれども、不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 それでは、続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局におきまして、平成 24 年 7 月 2 日の委員会資料 1 の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 4 月 9 日付で化学物質・汚染物質 1 案件、4 月 12 日付でプリオン 1 案件、4 月 10 日付で遺伝子組換え食品等 4 品目につきまして食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、化学物質・汚染物質、清涼飲料水の規格基準の改正について、厚生労働省の森口課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは説明させていただきます。

資料の 1-2 と、それから、申しわけありませんが、1-1 もちょっとお手元をお願いいたします。

資料 1-2、いきなり別添 1 ということで、この資料では何が何だか分かりませんので、1-1 の表紙が、この清涼飲料水関係、1 ページ目が清涼飲料水関係の規格基準改正の要請でございますけれども、食品の規格基準のうちの清涼飲料水の規格基準改正につきまして、平成 15 年 7 月 1 日付で評価依頼をさせていただいております。そのときに、農薬 93 成分、それから化学物質として 48 成分の評価依頼をお願いしているところでございます。その内容につきましては、15 年 7 月 18 日の親委員会で御説明させていただいたところでございますけれども、その後、合わせて 141 の評価依頼を一遍にしたわけですけれども、順次評価結果を返していただいております。農薬については平成 18 年 12 月に最初のものが出てきて、その後、25 年 3 月まで 93 のうち 33、評価結果をいただいております。また、化学物質につきましては、19 年 3 月に最初のをいただきまして、24 年 12 月まで 48 のうちの 43、評価結果をいただいているという状況でございます。

今回、この資料 1-2 の別添にあります 60 につきまして、これは全部農薬でございますけれども、この資料 1-1 の表紙にありますように、この 60 について評価依頼を取り下げるということをまずさせていただくというものでございます。

当時、この 93 の農薬につきましては、水道法の水質管理目標設定基準で目標値が定められている、またはコーデックスのミネラルウォーターですか、ボトルド・パッケージド・ウォーターの規格として定められている農薬として 93 を選びまして、それをミネラルウォーターというか、清涼飲料水の規格として立てることを予定しておりましたけれども、その後、18 年に農薬の残留規制制度がポジティブリスト化したしまして、農薬の残留基準として各作物ごとに基準値を置く。その中でミネラルウォーターの基準値、清涼飲料水にも残留基準値を置くというような仕組みに改めた

ことから、今まで頂いた答申も、清涼飲料水の基準として置くわけではなくて、残留農薬の基準値を置くときに、その食品区分として清涼飲料水何 ppm というふう置く、又は置く必要がなければ一律基準を適用するというような形で評価結果は整理させていただいておきまして、今後も農薬としての評価依頼は引き続きさせていただきますので、この清涼飲料水として規格設定のための評価依頼という形としては取り下げさせていただくというのが、この 60 を取り下げることの内容でございます。その対象が、この資料 1-2 にあります 60 農薬というものでございます。

それから、続きまして、そうしますと残りは、後は化学物質として評価いただいた結果についての反映が、その資料 1-2 の 2 ページ目、別添 2 からになります。

まず現状でございますけれども、現在の食品添加物の規格基準（370 号告示）では、清涼飲料水としてミネラルウォーター類、冷凍果実飲料、原料用果汁、それからその他の清涼飲料水という 4 つの区分になってございます。このうちミネラルウォーター類とその他の飲料については、冷凍果実飲料、それから原料用果汁、これはどちらも果汁を絞ったものですので、原料として水を使うわけではございませんが、このミネラルウォーター類とその他の清涼飲料水については原水基準が定められておきまして、それぞれミネラルウォーターについては平成 6 年当時のナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックスのヨーロッパ地域食品規格、その他の清涼飲料水については平成 5 年当時の水道法の水質基準を引用して基準が作られている。それを現在まで引っ張ってきているという状況でございます。

ところが、その後、水道法につきまして数次の水質基準の改正等がございまして、平成 5 年当時は 26 項目の成分について規格があったわけでございますが、既にもう 50 の規格が立っているというようなことから、平成 15 年当時、順次化学物質について評価をお願いし、規格を設定していきたいということで考えておいたわけでございますけれども、なかなか全部そろえるというのも大変なことでございますので、今回、一部のものについて、評価結果を頂いたもので、もう随分長くたってしまったものについて、順次改正の手続きをして規格改正をしていきたいというふうに考えているものでございます。また、併せて幾つか規格基準の整理をしたいということで考えているものでございます。

まずローマ数字の II. の、今回食品健康影響評価依頼をする事項でございますけれども、1. の飲用適の水の規定の法令上の整理でございます。

ちょっとこれは図を見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、資料の、12 ページまでしかちょっとページが振っていないのですが、その次の次のページになります。清涼飲料水の規格基準改正の概念図というカラーのページがございまして、現在、清涼飲料水のその他の清涼飲料水の製造基準の中の原水基準として、製造に使える水としては水道水、又は平成 5 年当時の水道法で規定していた 26 項目の規定に適合した水を使うということが規定されておきまして、それを飲用適の水として、その水を食品一般の製造、加工、調理基準とか、氷雪／氷菓の製造基準等々、各食品の製造に使う水は飲用適の水でなければならないというような引っ張り方をしております。全ての食品がこの飲用適の水を引っ張ってくるような形になっておきまして、これはちょっと法令上適切ではないだろうということで、飲用適の水の規定を食品一般の製造、加工及び調理基準の中

に移し、それを引っ張るという法令上の整理をするものでございます。この際に併せて名称が、ここに飲用適の水というのはちょっとおかしいものですから、食品製造用水とか、ちょっとまだ名称は仮称でございますけれども、そういった名称に改めて場所を移すということを考えているものでございます。

これが、戻りまして2ページ目の1. 飲用適の水の規定の法令上の整理の①でございます。

また、併せて、現在、この飲用適の水で規定している化学物質に係る試験法の項目は告示で示しておりますけれども、告示ですと、新しい適当な方法があったりしたときに試験法の改定がなかなかスムーズにできない。また、バリデーションできたほかの方法があったとしても、告示法を優先するというようなことにもなりますので、告示から化学物質に関する試験法は削除し、通知で示すというようなことを考えておりまして、それが1. の②に該当いたします。

続きまして、2. の清涼飲料水の規格基準の枠組みの見直し及び基準設定項目の見直しでございます。

また、先ほどの15ページになりますか、概念図の方を見ていただきたいと思います。

現在、ミネラルウォーター類というのは清涼飲料水の中に1つの項目として立っておりまして、一応基本は殺菌・除菌をしなければならないという規定になっております。ただし例外として、こういった条件を満たす場合は殺菌・除菌をしなくてもいいというような規定になっているという形になっております。

下、改正後の方でございますけれども、そのミネラルウォーター類を殺菌・除菌有と殺菌・除菌無の2つの区分に分ける。現状ではただし書きの条件で、殺菌・除菌無を認めておるわけですが、コーデックスでは、この殺菌・除菌無がナチュラルミネラルウォーター、殺菌・除菌有はボトルド・パッケージド・ウォーターという別規格になっておりますので、国際的な規格の調和の観点からも別規格としてはっきりさせたいというふうに考えているものでございます。それが3ページの2. の①の2つの区分に分けるということでございます。

そうすると、そのそれぞれの殺菌・除菌有と殺菌・除菌無の規定がどういうふうになるのかというのが具体的な改正の中身になってまいりますけれども、最終ページにカラー刷りで、非常に細かい表で申しわけございませんが規定がございます。ちょっとこの表で一部誤りがありますので、まず最初にそれを直ささせていただきたいと思っておりますけれども、一番上、一般細菌の欄がございますが、この赤枠で囲った諮問案の方のミネラルウォーターの殺菌・除菌有、無の欄が空欄になっておりますが、これは100 CFU/mlで現行と変わりません。これ、ちょっと抜けておりました。失礼しました。化学物質関係を中心に書いていて、改正案のところに入れるのを忘れておったものでございます。

それから、その改正後のミネラルウォーターの殺菌・除菌有の下から7行目ぐらいですか、150.0 ppmと書いてありますけれども、これは規定する予定がございませんので削除してください。

あと、左から3列目、食安委評価依頼のところなのですが、◎が答申が返ってきたもので、○が評価依頼をしているもの、評価中のものということで表を作っているのですが、これがちょっと、去年の7月の段階の版をそのまま送らせていただきまして、評価結果がその後、たくさん返ってきております。○が◎になるものが、上の方からいきますと、最初の◎が水銀、その次のセレン、

それから飛びましてシアンの次の硫酸性窒素及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素の3つは評価結果が返ってきています。それから、飛びまして、青い5行ある次のクロロ酢酸と、1つ飛んでトリクロロ酢酸、それから、幾つか飛びましてマンガン、それから中段からちょっと先のアンチモン、ニッケル、亜硝酸態窒素については評価結果を頂いています。申しわけございませんでした。

それから、この黄色と水色の塗り分けの意味でございますけれども、黄色は、下に「前回」と書いてあるのが何のことだかこれでは分からないのですけれども、平成22年12月14日に私どもの薬食審の食品規格部会で検討した成分、それから、青が「本部会」と書いてありますのは、平成24年7月に食品規格部会で、さらにその後返ってきたものを検討いたしました。それがこの青でございます。ですので、この黄色と、それから濃い方の青で規定した化学物質につきましては、その時点で評価結果が既に返ってきて検討ができていたので、私どもの部会でこういう規格値にしてはどうかという検討をしたものでございます。

具体的にミネラルウォーター類の規格がどういうふうに項目が変わるかでございますけれども、この赤枠で真ん中辺りに囲っております一番左側、現行の食品衛生法のミネラルウォーター類の規格がここに示してございます。これを殺菌・除菌有と殺菌・除菌無で、それぞれここにあるような項目に変えたいというふうに考えているものでございます。

まず、簡単な殺菌・除菌無の方を説明させていただきますけれども、一般細菌は、先ほど申しましたようにこれは変わりません。大腸菌群も変わりません。カドミウムにつきましては、平成22年4月にカドミの評価結果を受けまして、その後、水道法の水質基準も0.01だったのが0.03に変わっておりますので、そこは0.03に現行よりも厳しくするという事を考えております。以下、水銀、セレン、鉛、砒素、六価クロム。この薄い色は、私どもの部会でまだ検討していないものです。しているのは、シアンについては同じ数字を入れるということで考えています。それから、黄色の四塩化炭素から以下ずっと、トリハロメタンまでは、現行もミネラルウォーターは規定がございませんで変える予定はございません。変えるところは亜鉛が変わること、それから、下の方で有機物、過マンガン酸カリウム消費量の有機物、それから、一番下の硫化物の規定が現行のミネラルウォーター類にはありますが、殺菌・除菌無のミネラルウォーターには設けないということで考えております。

その対比表としては、11ページに、この殺菌・除菌無のミネラルウォーター類について整理した表を書いておりますが、今言ったような内容です。

亜鉛について今回基準値を削除することですけれども、亜鉛について現在、5 mg/L 以下という基準値にしておりますが、現実問題として3 mg/L ぐらいの濃度から白濁してきますので、規定を置かなくても、もうミネラルウォーターとしての商品価値はなくなるのではないかと。また、JECFAの暫定TDIを見ますと、3 mg なり 5 mg でも十分な安全域はとれているのではないかなというふうに考えられるところから、今回削除したいと。人が食事から、成人で大体 33 mg/日ぐらいとっているというようなこともありますので、いいのかなというふうに考えています。

有機物については、源泉管理をさせるということ、この殺菌・除菌無のミネラルウォーターに

については規定しておりますので、要らないのではないかと。

それから、硫化物。これは水溶液中では硫化イオンとなるわけですが、硫化水素の濃度として考えた場合に、0.05 mg/L ぐらいありますと、腐乱臭ですか、硫化水素のにおいがしてきますので、規定を置かなくても商品としては流通しないのではないかと。また、硫化水素をこの程度の濃度とったことによる健康被害ということも特にないのではないかと。私どもの方は承知していないということで、削除してはいかかというふうに考えているものでございます。

それで、今言いましたけれども、この殺菌・除菌無については、コーデックスでも源泉管理の規定がございます。12 ページ、次のページの別紙 3 にありますけれども、ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の製造基準として、現在、ただし書きで、こういう場合は殺菌・除菌無でもいいよと言っている条件は、全てここに入っております。原料として用いる水は、自然に又は掘削によって帯水層から直接源泉としても得られる鉱水のみ、また、f にありますけれども、泉源から直接採水したものを自動的に包装容器に充填した後、密栓・密封しなければならないというようにことで、源泉から出したものをその場ですぐ詰める、どこかに運んで詰めるとか、それから何か処理をすとか、そういうことは一切認められないということで、現在のただし書きで殺菌・除菌無の場合として認めている条件に追加しているのが、この b と c の項目を追加させていただいています。原料として用いる水は、安定的なものでなければならない。人為的な環境汚染物質を含むものであってはならないということで追加で規定させていただいています。こういうことによって、しっかり管理された泉源からくまれたものが、その場ですぐ入れられる。一般細菌数も 1 ml 当たり 20 以下でなければならないというような形で作られているものですので、規格項目としてはかなり少なくとも十分安全性が担保できるのかなという、これがコーデックスのナチュラルミネラルウォーター基準とほぼ同等というような考え方で作っているものでございます。

続きまして、また最後のページに戻っていただきまして、あちこち飛んですみません。もう一つの方の殺菌・除菌有の方について説明させていただきたいと思っております。

こちらはコーデックスでも源泉管理というような規定がございます。基本的には湧水等を使うわけですが、極論してしまえば地表水であったり湖の水だったりでも、処理して飲めるようにすれば、ボトルに詰めればボトルド又はパッケージドウォーターという形になる。東京都が水道水を瓶に詰めて売っていますけれども、あれもこの区分に該当する水になるということになります。ですので、今回考え方としては、その他の清涼飲料水の規定は当時の水道法の規定から引っ張られているわけですが、現在の水道法の水質基準で規定している、又は水質管理目標で規定しているものを参考に基準を立てていこうというふうに考えているものでございます。

今回、黄色と濃い青のところは改正内容でございますけれども、カドミウムは同様ですね。それからシアンも同じです。それから、黄色で四塩化炭素以下の数字は水道法の数字を引っ張ってくるということで考えています。クロロホルム以下の 5 剤についても水道法の数字を基本として引っ張ってくるということを考えています。水道法でありながら今回ないものは、先ほどの亜鉛と、それから塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、あと 1,1-ジクロロエチレン以下の、これは汚染物質指標になるとは思いますけれども——について

は、WHO の飲料水質ガイドラインにある項目だけは残すということで考えている。それから、有機物はないというような形での水道水質基準等との横並びを整理したいというふうに考えているものがございます。

以上が、各殺菌・除菌有、殺菌・除菌無の規格の改定項目と、新たな規格の設定項目、規格値の理由でございます。

最初の方のページに戻りまして、飛び飛びですみません。以上が 2-②、それから 2-⑤ですね。2. ②が殺菌・除菌有、2-⑤が殺菌・除菌無について、各規格項目をどういうふうに設定するかということの規定したものでございます。

あと、追加で改定内容としては、2-③が、先ほどの 1-②と同様に試験法を通知に落とすというもの、④は微生物試験法の規定を整備するというものでございます。現在の食品の規格基準の中で微生物の試験法、例えば円筒平板法によるとか、一般的なことしか規定していなくて、試験の際、試料をどうするとか、試験条件をどうするとか、細かいことが規定されていません。これは微生物の試験は試験法によって結果がいろいろ変わり得るので、これは告示に残して試験法の記載を整備するというを考えております。

それから、⑥は、先ほど申しました泉源の規定を現行にプラスアルファして整備するというもの、⑦が試験法を化学物質等の試験法を通知に落とす。⑧は、④と同様、微生物の試験法の記載を整備するというものでございます。

⑨はちょっと異なりまして、記載を整備するものでございますけれども、これも原水基準を削除するというので、ちょっと分かりにくいので、最初に見ていただきました 15 ページにあります概念図を見ていただきたいと思います。

今、その他の清涼飲料水の製造基準、それからミネラルウォーターの製造基準、原水基準等を立てています。ミネラルウォーターというのは、水を特に加工せず、殺菌・除菌する場合がありますし、曝気とか脱気をする場合も、殺菌・除菌有の側にはありますが、殺菌・除菌無の方はただ詰めるだけですので、そういう操作もできません。ですので、水質的に基本的に大きく変わるものではないことから、今、原水基準に立っているものについて、ミネラルウォーター類の製造基準中の原水基準に立っている項目については、製品の成分規格として管理するというふうに改めることで、ミネラルウォーター類の製造基準中の原水基準を削除する。それから、その他の清涼飲料水の製造基準中の原水基準につきましては、現在水道水又は飲用適の水をいうということにしておりましてけれども、今後は、原料として用いる水は、水道水と、それからミネラルウォーター類、殺菌・除菌有と殺菌・除菌無の両方を使えると、ミネラルウォーターとして飲んでいいものですから、それは清涼飲料水の製造に使っても当然いいだろうということで、そういった形に改めるという法制上の整備をするものでございます。これが 2-⑨の内容でございます。

それから、4 ページの最後、3. の①、②でございますけれども、清涼飲料水、粉末清涼飲料水の成分規格において規定されていますスズの基準がございますが、これは全体に係る基準になっているものでございますので、缶入りのものに限定して適用するというような改正、それから、その試験法につきましては、先ほどと同様に通知に落とすという改定をさせていただきたいということで

考えているところでございます。

今回改定を予定しておりますのは、頂いた答申のうち、まだ限られたものでございまして、これは去年の7月の私どもの部会で検討した範囲がここまでということで改正案を作らせていただいています。その後、幾つも答申、10個ぐらいいただいていますので、そういったものについても引き続き改正案を、規格基準をどういうふうに置くか検討させていただいて基準を設定していきたいというふうに思っておりますけれども、いかんせん、まだ項目もたくさんありますので、全部待って一斉にやるのがきれいだとは思いますが、そうすると、まだ改正しないまま長く置くということにもなってしまいます。昨年の6月7日の親委員会で、答申後、管理措置がとられていない項目が非常に多いけれども、どうなっているのだという御指摘も頂いているところでございますので、古く頂いたものから順次改定をしていきたい、何段階かに分けて告示、改正していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今、森口課長から説明がありました、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた食品添加物等の規格基準の清涼飲料水に関する改正につきましては、非常に内容が多岐にわたりますことから、説明いただきました資料1-2の内容ごとに区切りながら審議を進めてまいりたいと思っております。

それでは、最初に、平成15年7月1日付で清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼されている93農薬のうち、評価結果を受理していない別添1の60農薬の食品健康影響評価取り下げについてです。

これにつきまして、御意見・御質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、平成15年7月1日付で厚生労働大臣から食品健康影響評価要請があった農薬93品目のうち、評価結果を受理していない別添1の60品目につきましては取り下げられたものと認め、現在実施中の調査審議は中止することとしますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 続きまして、別添2の清涼飲料水に係る規格基準の改正についてです。

では、まず、法令上の整理などによる改正でもありまして、この資料によりますと明らかに食品健康影響評価が必要でないというふうに考えられているものから審議したいと思えます。併せて参考資料の清涼飲料水に係る規格基準の改正について考え方を御覧いただければ分かりやすいと思えます。

初めに、法令上の整理とされる事項についてですが、まず、2ページ目のⅡ. 1. の飲用適の水の規定の法令上の整理の①、現行の【ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用以外の清涼飲料水】の製造基準において規定されている「飲用適の水」の基準を「食品一般の製造、加工及び調理基準」において規定し、その名称は「食品製造用水（仮称）」とすること。なお、その際、同じく各条中の他の複数の個別食品の製造基準等並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において規定されている「飲用適の水」の名称を「食品製造用水（仮称）」とすること。

次に、3ページ目の2. 清涼飲料水の規格基準の枠組みの見直し及び基準設定項目の見直しのうち、①、②、⑤で、まず①で【ミネラルウォーター類】について、コーデックス規格に準じる『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）』と、それ以外の『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』の2つに区分して、それぞれに規格基準を設定するというので、ここで区分した2つのミネラルウォーターにつきまして、②で、これは殺菌・除菌有につきまして、製造基準は現行の【ミネラルウォーター類】の規定、これは原水に規定されている化学物質等を除いたものですが——を維持して、成分規格は【ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果実以外の清涼飲料水】の製造基準において原水基準とされている化学物質等の項目を規定することとしておりますが、9ページの別紙1の網かけ部分——というのは10ページになりますが、については厚生労働省の薬食審の部会での審議がなされるまで現行の【ミネラルウォーター類】の原水基準を成分規格として別紙1に示すとおりに規定するということ。

それから、⑤につきましては、これは殺菌・除菌無についてですけれども、製造基準は、現行で「殺菌・除菌を要しない」とされている【ミネラルウォーター類】に適用されている規定、これは原水に規定されている化学物質等を除くということなのですが——を維持して、成分規格は【ミネラルウォーター類】の製造基準において原水に規定されている化学物質等の項目を別紙2のとおり規定するということです。

なお、成分規格の個別具体的な内容につきましては、今、とりあえずは議論せず、後で審議することにしたいと思います。

最後に、4ページの⑨に移りまして、これはミネラルウォーター類以外の清涼飲料水の製造基準における原水に係る規定を削除し、原料として用いる水として、水道水のほかに『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』又は『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）』の成分規格等を満たす水を規定することです。

これらにつきまして、御意見・御質問ありましたらお願いします。

すみません。私からちょっと確認なのですが、3ページの2. の②と⑤に関するのですが、これは図を見ていただいた方がいいのかな。要するに、原水中の規格として入っていた化学物質を製品の成分規格にするというふうに考えていいのですか。

○森口基準審査課長 基本的には、先ほど申しましたように、ミネラルウォーターというのは基本的には水を詰めたものなので、原水基準にするか、成分規格にしてもコントロールとしては同じようにコントロールできますので、成分規格に原水基準があったものは基本的に持っていく。その際

に、既に評価を頂いたものについては評価を踏まえて、水道法の水質基準なり、そういったものを参考に数字は改めるというようなことをしております。

それから、この資料の中で、例えば、先ほどちょっと言い忘れましたが、ちょっと色が薄いですが、10 ページの水銀以下の色が付いているところ、11 ページの水銀以下の色が付いているところは、まだ私どもの部会で評価していませんので、暫定的にまだこういう数字をそのまま引っ張って置いておくということで考えております。

○熊谷委員長 それから、微生物につきましては、原水に適用していたものを製造基準の中の原水に一部移行して、それから成分規格にも移行するという、そういう理解ですか。ちょっと私、間違っているかもしれないのだけれども。

○森口基準審査課長 微生物は製造基準、原水基準のままに置いておこうと思います。化学物質の方が成分規格として置くということで考えております。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに御質問・御意見ありますか。よろしいですか。中身は変わらないということで。

森口課長の方で追加がありますか。

○森口基準審査課長 この資料の、ちょっと本当に複雑で分かりにくいのですが、後ろから2枚めくっていただいて戻っていただいて、後ろから5ページ目になりますかね。現行、改正後というのが上下に書いてあるのがございます。タイトルの一番上、現行のところ、清涼飲料水の成分規格という項目が立っていますけれども、改正後はミネラルウォーター、殺菌・除菌有、殺菌・除菌無ともに原水基準として微生物を残すということで考えている。それから、殺菌・除菌無では原水基準によって泉源の管理を規定しているというような形になります。

○熊谷委員長 それでは、御質問ありませんでしたら、本件は法令上の整理でありますことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると考えられますけれども、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、次に、試験法の改定に関する改正で、化学物質等に係る試験法の削除及び微生物に係る測定法又は試験法の規定についての事項です。

これには、先ほどの3ページ目の上の方に②とありますけれども、現行の「飲用適」の水に表で規定されている化学物質等の項目に係る試験法を削除し、通知で示すこと。

次に、同じ3ページの2. 清涼飲料水の規格基準の枠組みの見直し及び基準設定項目の見直しの

うち、③、④、それから⑦、⑧ですけれども、まず3ページ目の下の方の③、【ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果実以外の清涼飲料水】の製造基準において原水に規定されている化学物質等に係る試験法を削除して、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』の成分規格に係る試験法として通知で示すということ。

それから、④、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』の製造基準において原水に規定する一般細菌及び大腸菌群に係る検体採取及び試料調製並びに測定法又は試験法を、先ほど説明がありましたように、ちょっと今では不足なので告示で規定するということですね。

それから、⑦、【ミネラルウォーター類】の製造基準において原水に規定されている化学物質等に係る試験法を削除し、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）』の成分規格に係る試験法として通知で示すということ。

それから、⑧も先ほどと同じように、一般細菌、大腸菌群、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿菌に係る検体採取及び試料調製並びに大腸菌群に係る試験法を規定するということ。

最後に、4ページの3.ですけれども、清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格において規定されているスズ、それからパツリンに係る試験法を削除して、通知で示すことというのが該当しますけれども、御意見・御質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

これらも試験法ということで、通知にすることということ、それから、今までちょっと規定が足りないということを新たに規定するということです。

○佐藤委員 質問いいですか。通知ということになると、どなたの名前でというか、どういう名前で通知されることになるのですか。

○森口基準審査課長 食品衛生法の一般的な試験法ですと、大体食品安全部長名で出すことが多いと思います。場合によっては課長名もあり得ると思いますけれども、全都道府県、保健所設置市、検疫所、地方厚生局、それから登録検査機関団体とか、食品衛生の試験・検査をやっているところには全部、漏れなく届くように通知させていただきたいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

それでは、本件は基準値等の変更を伴わない項目に係る試験法の変更であって、以前の類似の例と同様、管理措置を適正に行うためのものでありますことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するというふうに考えられますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 それでは、ここからは、健康影響の内容や程度が明らかと考えられるとされている事項につきまして、順を追って審議していきたいと思います。

まず、ミネラルウォーター類の殺菌・除菌有の成分規格の内容についてです。

3 ページ目をめくっていただいて、2. の②の後半部分であります、成分規格は【ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水】の製造基準において原水基準とされている化学物質等の項目を規定することとしているが、網かけ部分については、薬食審の部会での審議がなされるまで、現行の【ミネラルウォーター類】の原水基準を成分規格として別紙1のとおり規定すること。

a. 【ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水】の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、亜鉛、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、塩素イオン、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、pH 値、有機物等及び有機リンについて、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』の成分規格において規定しないこと。それから、b. ②の整理の際に、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）』の成分規格において、有機物等（全有機炭素）を規定することについてです。

これにつきましても、先ほど森口課長の方から説明がありましたが、併せて別紙1及び図の資料を見ていただきますとよいと思います。これらにつきまして御質問、あるいは御意見ありましたらお願いしたいと思います。

○佐藤委員 網かけ部分になっているところ、フッ素です。フッ素については食品安全委員会が最近評価を出したかと思うのですが、その結果では、アメリカの子供の疫学調査で斑状歯が出現しなかったという濃度、これが飲料水中の濃度が1 ppm だったと記憶していますが、それに基づいてフッ素のTDIを決めたという経緯があります。フッ素の規格が2 mg/Lということになるようですが、以前もそのようであったわけですが、何か健康影響というのは今まで報告されているのでしょうか。

○森口基準審査課長 私どもの方で、清涼飲料水が直に原因で、そういった歯の異常が出ているというような情報は伺っておりませんが、今回、これは改正事項にしているため現状のまま置いていますが、フッ素については、先生が今おっしゃられたように昨年24年12月17日に評価結果を頂いていますので、これから私どもの部会の方で規格値を幾つにすべきかという検討をしていきたいと思っています。フッ素については水質基準が0.8 ppmというふうに現状でも置かれていますので、改定に当たっては数字は下げる方向で見直す必要があるというふうには思っております。

○佐藤委員 虫歯予防効果もあると言われていたり、なかなか難しい問題かと思いますが、よく御検討いただければと思います。

○熊谷委員長 ほかに御質問、あるいは御意見ありますか。

○佐藤委員 もう一つ。それから後、亜鉛とか鉄などの陽イオンについてなのですけれども、これらは科学的な形態によっては溶解度が高くなるのではないかというふうに思われます。そのために水からというか、誤飲や何か、間違っただり何かした場合の健康影響というものも報告はあるのだろうと。そのためには、やはり健康影響を評価する必要があるのではなかろうかなというふうに考えられます。

それから、カルシウムとかマグネシウム、硬度として示されているのだろうと思いますけれども、この硬度の高い水は、よく下痢を起こすというようなことも知られていますので、カルシウム、マグネシウム等、硬度と表されていますけれども、それについて評価が必要なのではなかろうかというふうに考えます。

以上です。

○熊谷委員長 ほかに御意見ありますか。

○山添委員 今度は陰イオンのところで、例えば塩素イオンのところが今回から消えるという予定になっているのですけれども、実際にどういう状態で塩素イオンが検出されてきたのか。あるいは、原水中の検出濃度というのは実際どの程度だったということは分かりますでしょうか。

○森口基準審査課長 塩素イオンは水道水には入れているわけですけれども、です、下水とか家庭排水とか工場排水とか、そういったものが汚染源にはなり得ると、通常水道から出てくるようなものですね。いろいろ、この塩化ナトリウムとか、カウンターイオンは当然あるわけなので、塩酸というような pH の高いような形で流れてくるわけではないだろうというように思いますけれども、塩素イオンの検出濃度、実測値で平均で 11 ppm ぐらい、最大で 78 ppm ぐらいというふうに思いますので、食塩なり何なりの形で塩化物はいっぱい食べていますから、そういうことから比べれば余り大したものではない。

それから、塩素イオンがかなり増えてくると、味もだんだん崩れてくる。250 ppm を超えると、もう味も崩れてくるというふうには聞いています。

○山添委員 それに関してもう一つ、炭酸イオンなのですが、ミネラルウォーターなど、炭酸イオンというのは結構注入してもいいようになるみたいですが、今回、pH という項目がなくなった場合に、pH というのは、どういう形に代わるものとして保証するということが十分担保できる、何も規定しなくてもいいというふうにお考えなのでしょう。

○森口基準審査課長 実態として、ミネラルウォーター類で今流通しているものの pH の範囲は 5.5 から 9.9 ぐらいが実態のようです。炭酸水にすればもっと酸性側に行くわけですけれども、ミ

ネラルウォーターとして売っているものは大体酸性側はそのぐらい、アルカリ側はそのぐらいというような感じですので、この範囲であれば通常、普通に人間が飲水しても健康被害が生じるような範囲ではないというふうな認識をしておりますけれども。

○熊谷委員長 ほかに。

○佐藤委員 もう一点よろしいですか。蒸発残留物というのも今回消えるというか、なくなるということのようではございますけれども、これもなくなっても大丈夫なのかなという感じがするのですけれども。先ほどカルシウム・マグネシウム等、硬度のことで申し上げましたけれども、それと類似なのかという気もするのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○森口基準審査課長 WHO が 2003 年に出しています報告書によりますと、トータル・ディソルブド・ソリッドですか、無機物質というか、トータルな不純物、不溶性物質を含む飲料水を摂取することによって健康に悪影響を与える可能性を示す信頼できるデータはなく、ガイドライン値は示さないというふうに現在されております。このトータル・ディソルブド・ソリッドが 1,000 ppm より低い水は消費者によって受け入れられるというふうに WHO がしておりまして、また、水道の方も、これが余り多いとスケールができて水道システムに詰まるといような不都合が出るというようなことで規制値を、現水質基準値は 500 ppm というふうな形で置かれているというようなことから、現在の基準値 500 ppm を削除しても大丈夫なのかなと。

あと、水のおいしさという観点からすれば不溶物が少ない方がいいわけで、水質管理目標値としては 200 ppm までに抑えるようにというようなことがされていますので、実際問題として、ミネラルウォーターとしては、商品として流通するものはそのぐらいのものになるのかなというふうに考えておりまして、500 という高い数字を置く必要は特にないのではないかとこのように考えた次第です。

○熊谷委員長 それでは、ほかに御意見。

○石井委員 7 ページ目の上段の方に書いてある陰イオン界面活性剤についてなのですが、ここで「原料として用いる水は、人為的な環境汚染物質を含むものではあってはならない」と規定することで担保できるというふうに言われていますが、この人為的な環境汚染物質というのはどんなものを想定していらっしゃるのか。また、それはどのように確認したり管理したりしようというふうに考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。

○森口基準審査課長 これは陰イオン界面活性剤、洗剤の類いですが、そうしますと、人の生活に伴う家庭排水ですとか、そういったところからの汚染が泉源をしないようにということで、それは泉源を定期的に管理していただく。上流に人が住んでいたり、そういうところを泉源にして

くれるなというような管理を事業者に求めていく形になろうかと思えます。

○熊谷委員長 ほかに御質問、あるいは御意見ありますか。

○山添委員 あと、有機物としてはフェノール類というのがあると思うのですね。多分ここでフェノール類というのは農薬類を想定をしているのかなと思うのですけれども、フェノール類と書いてあるのですけれども、実際にはどういう物質を対象として測定をこれまでしてきたということなのでしょうかとということと、純粋にフェノールであれば、ある程度においがしますので、においとしてチェックをすれば混入というものは防げるかなと思うのですけれども、物質によってはちょっとにおいが変わってくるものもあるだろうというので、どういうものを想定されているのか、ちょっとお答えをしていただければ。

○森口基準審査課長 先生のおっしゃるように、これは農薬とか、あと工場排水ですね。防さびとか防腐剤なんかにも使われる可能性がありますので、非常に幅広い物質が対象になるというふうに思います。測定方法が吸光光度法で一括で測定していますので、具体的にどの化合物というのはなかなか、そこまで追求しての測定という形にはなっていません。ただ、実態として検出限界 0.005 ppm 以下というのが実態のようでございます。

それから、先生おっしゃられるように、これはにおいがかなりあるようですので、0.0001 ppm ですか、だから 0.1 ng、ppb でもし入ってくれば見つかる、においが付いてくるというような感じですので、基準値を置かなくてもそんなに大きな問題は出ないというふうに思っています。

また、健康影響の方も、たしかフェノール類、WHO でも健康影響に関するガイドライン値は示していないという状況ですので、今回置かない方向で考えているということでございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問はありますか。

○三森委員 10 ページの有機リンのところでございますが、それについて質問させてください。

今回の改正で成分規格項目としないということでございますが、これまでは有機リンとして総量を見てきたのですが、今回の改正によりまして、工場排水由来などの有機リンを見なくなっても問題がないかということ、これが1点です。

2点目として、また事故などで農薬が水源などに流出する場合もあるとは思いますが、その際の対応としてどのようなことを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○森口基準審査課長 有機リンについては、今後ポジティブリスト制度、農薬ができましたので、そういった中で必要な成分については基準を作っていくということでございます。工場排水由来などの有機リンは見ないという形になりますけれども、1つはそういった形で個別に基準を作る必要があるものは作っていくことと、それから後、人為的な汚染がないような規定をしていくというこ

とで考えています。

それから、事故等があった場合、国内であれば、それはもう事故情報があれば環境省なりと協力して事業者取水制限をすとか、いろいろなことができるというふうには思っておりますけれども、海外についての事故情報というのはなかなか私どもの方へ来ないことも多いので、そこは事業者十分に指導していくしかないのというふうに思っています。

○三森委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

○山添委員 これは質問というよりお願いになるのかもしれませんが、先ほどもお話がありましたけれども、有機物のレベルを調べていくという際に、水質基準の改正にかかわる場合のように、UV ではなくて、できれば分析法の高度化というようなことも、今後管理のために適用していただくようなことをしていただくということをお願いしたいと思います。今お話にあったように、日本の国内であれば水源などの管理でチェックもしやすいかと思うのですが、今度海外からいろいろなものが入ってくるとなると、来たものの水そのものを測らざるを得ないわけですね。そうすると、中身についてきちんと測るようなことに努めていただければというふうをお願いいたします。

○熊谷委員長 ほかに御意見、あるいは御質問、ここまででありますか。

それでは、いろいろな質問・意見がありましたけれども、まとめますと、亜鉛、それから鉄につきましては、それぞれの溶解度が高く、また摂取による健康影響についての報告もなされているということです。これにつきましては、先ほど佐藤委員の方から御指摘がありましたように、評価するのが妥当ではないかというふうに思われます。それから、カルシウム・マグネシウム等につきましては、これも先ほど御指摘いただきましたように下痢を起こす可能性があるということです。評価するのが妥当と思われます。したがって、もし委員の間で御異議がなければ、亜鉛、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）については化学物質・汚染物質専門調査会において審議することとします。

それから、塩素イオンと、それから蒸発残留物、フェノール類につきましては、これらの項目が性状関連項目であって、引き続き規定される味、臭気、色度、濁度などにより確認できるものであるということから、リスクの程度は変わらないということで、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると一応考えられます。

それから、pH につきましては、現状 5.5 以上ということなのですが、炭酸を加えても、現状を考えて現状ぐらいだろうというふうに置けば、リスクの程度は変わらないということが言えると思いますけれども、そうしますと、これも今しがた言いました「人の健康に及ぼす悪影響の内

容及び程度が明らかであるとき」に該当するというふうに考えられますが、以上の亜鉛から始まりまして一連の pH まで至るところの取り扱いについて、いかがでしょうか。賛成いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、そういうことにさせていただきます。

それから、有機リンというのがありますが、有機リンにつきましては、先ほど、個別にこれから作っていくという説明がありました。清涼飲料水を含む食品一般の成分規格において、個別の有機リン系農薬が規制されて、要するに、その安全が担保できるということから、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられますので、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する、これもそういうふうに考えられますが、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それから、陰イオン界面活性剤につきましては、原料として用いる水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。ただし、別途成分規格等が設定されている場合にあってはこの限りでないということを規定することで担保できるというふうに考えられます。したがって、本件も同じように、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するというふうに考えられますが、その取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それから、有機物等、これは過マンガン酸カリウム消費量を成分規格において規定せず、有機物等全有機炭素を規定する点においては、分析法の高度化に対応するため、過マンガン酸カリ消費量から全有機炭素に変更するということですので、これは食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると考えられますが、そういう判断でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 以上の、ここまでがミネラルウォーター類の殺菌・除菌有についての議論でした。

次に、殺菌・除菌無の成分規格の内容についての議論に移ります。

先ほどの資料の 2-⑤というのは、3 ページの後半部分であります。成分規格は【ミネラルウォ

ーター類】の製造基準において原水に規定されている化学物質等の項目を別紙2のとおり規定することとすること。a. としまして、⑤の整理の際に【ミネラルウォーター類】の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、亜鉛、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）及び硫化物について、『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）』の成分規格において規定しないこととされております。このことにつきましては、あわせて11ページ目の別紙2を参照していただければと思います。

これにつきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○上安平委員 先ほど、個別に説明なさるときに随分丁寧に御説明されていたので、にもかかわらずまだ心配だということを申し上げるのは失礼かと思うのですが、申し上げます。

こういう規格をなくすというのは、やはり慎重であるべきだと思います。亜鉛とか有機物等、それから硫化物など、先ほど、例えば白濁するから分かる、それから、硫化物の場合はにおいがするから分かるだろうという御説明がございました。ところが、ミネラルウォーターの殺菌・除菌無の場合には、殺菌・除菌がある場合には臭気とか色度とか濁度とかいうのが規格に入っておりますが、こちらでは入っておりませんよね。それを安全を担保するためには、ヨーロッパのコーデックス規格で管理するというふうに御説明になったような気がしますけれども、それで果たして十分なのかという心配がまだ残るので、それについてお聞かせ願いたいと思います。

と申しますのは、今まであったナチュラルミネラルウォーターは、大体ヨーロッパのものが中心なので、それでカバーできていたと思うのですが、今後、いろいろな国のいろいろなナチュラルミネラルウォーターが入ってくるというようなことは考えられないのでしょうか。

○森口基準審査課長 現在、ナチュラルミネラルウォーター、今回の殺菌・除菌無に当たるのはヨーロッパのエビアンとかボルヴィックとか、ああいった類いで、アメリカのものは大体殺菌・除菌有のものです、現実問題として。

今後、こういう別紙3にあるような泉源管理がきちんとされて、コーデックスのナチュラルミネラルウォーターに該当するものであれば、コーデックスで管理している項目で十分ではないかなというふうには思いますが、ただ、規格としてはそういう形でコーデックスと横並びで立てさせていただきたいと思っておりますけれども、引き続き通知で臭気とか味とか色度、それから濁度といったことについて十分に注意喚起といいますか、低いというか、問題ないものであることを事業者に求めるというような指導はしていきたいというふうに思っております。

あと、この泉源管理の中に人為的な汚染がないことということも、かなりしっかり書かれていますから、そういう点で汚染物質の観点は大丈夫だと思いますけれども、鉱水の方にもミネラル、どんなものが入ってくるか、泉源が悪ければそういうことが起こりますので、そういうことはしっかり注意するよというふうなことは指導していきたいと思っております。

○上安平委員 お願いいたします。

○熊谷委員長 国外のお話が出ましたので、ちょっとここでついでにとっては何ですけれども、その関係でお聞きしたいのは、この別紙3にある製造基準なのですけれども、これは国外のものに対してはどういうふうに確認がとれるものなののでしょうか。どういふふうにとるものなののでしょうか。

○森口基準審査課長 ミネラルウォーターを輸入する際に、輸入届出書を検疫所に提出しなければならないわけですが、そこにミネラルウォーターの製造方法に関して詳細な書類を付けていただくというようなことを求めることによって、実際にそれがこういうコーデックスの基準に合うナチュラルミネラルウォーターとして作られたものかどうか、そういったことは確認が可能だというふうに理解しています。

○熊谷委員長 そうしますと、新しい製品を輸入するときには、かなり泉源と、それから泉源に至る周りの環境とか、そういう部分まで資料を相手国に要求するというようなことになるのでしょうか。

○森口基準審査課長 相手国というよりは、輸入業者が製造元の製造業者と取引するわけですので、そこがどういふふうに行っているかというのを出示していただくということになります。それから後、EU 加盟国から輸入されるような場合であれば、EU 指令に基づき製造されたミネラルウォーターであることが確認される場合には、EU から口上書が出てくると、外交上の文書が出てくるといふようなこともありますので、そういったことでの確認も EU 域内であればできるということになります。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。この別紙2関係ですね。

○佐藤委員 先ほど、上安平委員の発言に硫化物というのがあったと思うのですけれども、これ、硫化物というのはどんなものを考えているのですかね。測定としては、硫化水素として測定するみたいなのが現行のミネラルウォーターの原水基準では書いてあるわけなのですけれども、もし硫化水素だとすればにおいがあるから、それこそそんなににおいがあるものは飲むことはないのだろうと思うのですけれども、この硫化物の中身について、分かったら教えていただきたいと思うのです。もし何か健康被害のような報告があればお願いします。

○森口基準審査課長 具体的にミネラルウォーターの実製品での分析の数値というのは、私ども、今手元に持っていませんが、硫化物でも非常に広いですね。先生がおっしゃるように硫化亜鉛とか硫化鉄とか硫化モリブデンとか、いろいろなものが鉱物資源としてはあり得るので、それがどんなものがどの程度混ざるかというのは可能性としてはいろいろあります。硫化ナトリウムとかもある

でしょうし、ただ、実測値として硫化物の同定という形を、ちょっとデータとしては今手元に持っていませんが、ただ、ミネラルウォーターを飲んで健康被害が出た、それがこの硫化物によるというような情報は、私どもの方では今のところ、そういう情報を知ったことはないということですが、私どもも。

○佐藤委員 今挙げられた硫化物というのは、ほとんど水に溶けないようなものだろうと思うし、吸収もない。もしあったとしても吸収されないものが多いのだろうと思うのですけれども、そういうようなことだと思いますけれどもね。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ありますか。

それでは、様々な御意見、あるいは御質問を頂きましたけれども、まとめますと、亜鉛につきましては、これは化学物質・汚染物質専門調査会において審議を行うこととしたいと思います。

また、有機物等につきましては源泉管理でいけるのだろうということですので、これはリスクの程度は変わらないと考えられますので、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると考えられます。

それから、もう一点、硫化物につきましては、ちょっと私どもとしても情報がもう少し欲しいかなという……。いかがでしょう、佐藤委員。

○佐藤委員 硫化水素だとすれば、この濃度で十分においがしちゃって飲めないだろうと思うのですけれども、硫化物の中身ですよ。ただ、先ほど申し上げたように、ほとんどが不溶性のものであったり難溶性のものであったりすると、健康影響は考えにくいのではないかなと思うのですけれども、ですから、硫化物としてもし特定ができていようなデータがあれば、それを一度見せていただくというのが、より安心の材料になると思うのですけれども。

○熊谷委員長 それでは、亜鉛については、先ほど申しましたように専門調査会で審議すると。それから、有機物については「内容及び程度が明らかであるとき」に該当するという取り扱い。それから、硫化物につきましては、ここで結論を出すことがちょっとできませんので、後日、できますれば、その情報を集めていただき、厚生労働省から改めて御説明いただき審議するというようにしたいと思います。そういう扱いでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、次に、⑥の『ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）』の製造基準において、泉源の衛生性等に関する規定を、さっき少し入ってしまいましたが、別紙 3 のとおり設けることについて、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○石井委員 ミネラルウォーター類の大前提になっているところでの鉱水とか泉源というものがどんなものを指すのか、定義などがあったら教えていただきたいと思います。

○森口基準審査課長 鉱水という用語につきましては、ミネラルウォーター類の品質表示ガイドラインにおいて、ポンプ等により取水した地下水のうち、溶存鉱物質、水に溶解込んでいるミネラルですね。溶存鉱物質により特徴付けられる地下水というような規定になっています。鉱泉水、湧水、温泉水、浅井戸水、深井戸水、いずれも特定水源から採取された地下水が全て該当する。地下水から取ってくるものは、何も溶けていないということはないでしょうから、鉱水にみんな該当すると。地表水とか伏流水みたいなもの、あと水道水は該当しないという定義になります。泉源というのは、鉱水を取水する水源のことをいうということになっています。

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。
ほかに。

○山添委員 ちなみに、例えば大地震が起きたような後というのは、例えば水源の地下水が変わる可能性もゼロではないと思うのですけれども、そういう場合には、実際には管理上には何か再検査とか、そういうようなことが現実には過去行われてきたのでしょうか。

○森口基準審査課長 事態というか、状況が落ち着けば、製造業者の方が、今までの泉質と変わっているかどうか、そういう確認は必ずされているというふうには思います。行政の方がそれを必ず確認に行っているかどうかというのは、自治体がどこまでやるかということになるかと思えますけれども、震災直後というのは、なかなか自治体も人手不足なので、基本は事業者の責務としてきちんとしたものを作るというのが食品衛生法でも規定されていますので、一義的には事業者の責務というふうになるかと思えます。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

○村田委員 別紙3のところのfとgの関係をちょっと教えてほしいのですけれども、先ほど御説明があったように、原料の水は直接とって、何か自動的に入れてくださいと書いてあるのですけれども、その下のところに、沈殿、ろ過、曝気、二酸化炭素の注入もしくは脱気以外の操作を施してはならないということ、これはしていいということだと思えるのですけれども、これは連続的にこういうふうにする場合にはいいとかいう感じになるのでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○森口基準審査課長 先生御指摘のとおりです。こういう過程を経て自動的に充填すればいいですということです。

○熊谷委員長 それでは、ほかにありませんか。

○佐藤委員 ちょっと1点よろしいですか。今のところのbなのですけれども、先ほどの山添委員の質問とも関係するかもしれませんが、「構成成分、湧出量及び温度が安定的なものでなければならぬ」と書いてあります。例えば何か大きな地殻変動が起こったり何かした場合には、そうでなくなるから安定的でなくなっちゃうからこれに合わなくなるとか、あるいは、何もなくても定期的に何か検査をしなければいけないというふうに、これは読めるものなのですか。

○森口基準審査課長 どのぐらいのタームでそれを確認しなければいけないというのは、ここには書いてありませんが、定期的に何か月に1回か、1年に1回かもしれませんけれども、泉質等が変わっていないと、溶けているものが変わっていないとか、そういったことは事業者の責務としてこれで発生すると思いますし、監視は、定期的にそういうことがされていることを確認するという事になるかと思いますが。

○熊谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、現行の製造基準と効果が同等以上の内容を規定しているということですので、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるという取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 次に、4ページ目の3. 清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格の見直し。4ページですね。①の清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格において規定されているスズの基準を缶入りのものに限定し適用することについてです。

御意見・御質問がありましたらお願いします。

○村田委員 今回、缶入りのものに限定するというお話ですけれども、多分それでいいような気もするのですけれども、スズなんか、ほかのところからも混入するような気もするのですけれども、その辺の可能性はどうなのかということと、違反事例なんかもしあった例があれば教えていただけますでしょうか。

○森口基準審査課長 スズ化合物を環境に使う例として、農薬として水酸化トリフェニルスズが使われるような場合もありますけれども、これは残留基準として設定があります。0.02 ppm から 0.5 ppm ぐらいという、各食品の残留量はそのぐらいになっていますので、こんな 150 ppm というような汚染がそこから出てくるというのはちょっと考えにくい。あと、船底に貝とかが付かないような

塗料、それから漁網とかに海草が付かないような用途にスズ化合物が使われている例がありますけれども、そういうもので海産物が一部スズ汚染があったりすることはありますけれども、それも、そういったものが原因として清涼飲料水がこんなに高い濃度で汚染される心配はあり得ないというふうに思っています。

あと、容器・包装でポリ塩化ビニルに原料として、スズが触媒だったと思いますけれども、使われる場合があるのですけれども、これについては、プラスチックの溶出基準として1 ppm以下というような基準がたしかありますので、そういう観点からも、清涼飲料水にこんな汚染が出るというようなことはちょっと考えにくいというふうに思っております。

○熊谷委員長 ほかに御意見ありますか。ないですか。

本件は、容器・包装の観点で設けている、この規制の対象範囲の適正化を図るというものであって、缶以外からの暴露は考えられないということです。適切な管理が行われる限りリスクの程度は変わらないと考えられますので、食品安全基本法第11条1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると考えられますが、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、本日の審議の結果、食品安全基本法第11条第1項第1号及び第2号に該当すると考えられましたものにつきましては、事務局は手続をお願いします。

それから、亜鉛、鉄、カルシウム・マグネシウム等につきましては、化学物質・汚染物質専門調査会において審議することとします。

また、塩素イオン、蒸発残留物、陰イオン、界面活性剤、フェノール類、pH値、有機リンにつきましては、環境中からの汚染のバロメーターとしての意味合いを果たしてきたのではないかと考えておりますが、規格改正後も時代に即した方法を用いてきちんと管理をしていただくということが望ましいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、既に食品安全委員会で評価結果を通知しているものにつきましては、その評価結果を踏まえて、できるだけ速やかに適切な管理措置をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

森口課長、ありがとうございました。

休みは入れなくていいのですよね。大変長くなってしまったから。

それでは、引き続きましてプリオン、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について、厚生労働省の道野室長から説明をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-1の2ページ目に、今御紹介いただきました食品安全委員会への厚生労働大臣からの諮問書がつづられております。4月12日付で諮問をさせていただいております。ブラジ

ルから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定ということであり。具体的に意見を求める内容は別紙のとおりというふうになっておりまして、別紙が資料の1-3になっております。

資料の1-3の順を追って、諮問の背景、趣旨、それから具体的な諮問内容について御説明いたします。

諮問の背景、趣旨ということでありまして、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓につきましては、平成22年2月25日付で食品安全委員会より食品健康影響評価の結果が私どもの方に通知されております。結論といたしましては「BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」というような、これはちょっと、その後ろだけ引いていますので、詳しくは評価書をごらんいただきたいのですが、そういった内容のものが通知をされているということでございます。

昨年の12月8日に、ブラジルにおいてBSEの第1例目が確認されたということが判明いたしました。リスク管理機関としましては、一旦ブラジルについては、リスク評価結果、食品健康影響評価の結果が出ておりますけれども、その内容に変更があるかどうかということについて確認する必要があるだろうということで、その評価が終了するまでの間、輸入手を停止したというものであります。

ちなみに、ブラジルから輸入されている牛肉の加工品というものでありますけれども、口蹄疫が発生しているという事情から、生の、要するに非加熱の牛肉、それから牛肉の加工品というものは輸入されておられません。加熱した牛肉が年間1,000tから1,500t程度輸入がされております。それから、関係の加工品も同量、同じ程度の量輸入されているというような状況であります。

背景、趣旨の(3)になりますけれども、ブラジルの政府に対しましては、今回発見されたBSE事例の調査の結果、それから、食品安全委員会が前回の評価をされたのは2009年、平成22年ですから今から3年前ですから、平成10年に通知をいただいておりますけれども、データとしては平成7年の途中までのデータで評価をされております。そういったことで、平成7年以降のデータを追加的に提出してほしいということをブラジル政府に要請をいたしました。今般、ブラジル政府からそういった情報が提出をされたということでありまして、リスク管理措置についてリスク評価していただいた上で検討する必要があるというような趣旨であります。

ちなみに、ブラジルの牛の生産状況については、もう以前評価されておるので御承知かと思えますけれども、牛の飼養頭数としては2億1,000万頭程度ということです。屠畜頭数は年間で2,300万頭程度、飼料規制につきましては、反すう動物のたんぱくを反すう動物に給与することを禁止したのが1996年、それから、動物由来のたんぱく、脂肪等を反すう獣に給与することを禁止したのが2004年であります。BSEの確認頭数については、後ほど御説明する1頭で、13年前に生まれたということです。それから、SRMの規制も一応やっております、2005年からスタートしているようです。現状のSRMの範囲は、脳、眼、それから回腸遠位部、これは日本より若干短く70cmということでした。それから扁桃についてSRMとしての規制をしているというふうに、ブラジルから出された資料には記載しております。

それから、昨年12月に判明したBSEの陽性例でありますけれども、約13歳ということでした。2010年、確認される前、2年ですね。2年前に起立不能ということで農場で安楽死されたものでありますけれども、それについての検査の結果が確定したのが2年後の去年の12月だったという事例であります。

経緯については、詳しくはプリオン専門調査会に諮問と一緒に提出させていただき資料の中に含まれておりますけれども、もともとは草食獣の狂犬病の流行地ということで、狂犬病の検査をして陰性、その後、BSEの検査をするということで病理学的な検査をして、その後、免疫組織科学的な、要するに特異的な検査をするというプロセスがあったわけですが、これにかなり時間が掛かったというような内容でございます。最終的には英国のOIEのリファレンスラボラトリーでBSEであるということが最終的に診断をされたということで、昨年12月に公表があったというものであります。

ただ、これにつきましては、OIEの方では、既にブラジルについては2012年に無視できるリスクの国に認定をされているという国でありまして、2月に開催されたOIEの科学委員会におきましては、その無視できるリスクの国のステータスについてはウィズドローしない、廃止しないというような結論になっております。ただし、その診断に時間が掛かったというような経緯も踏まえて、ことしの9月に開かれる次回の科学委員会において、再びサーベイランスシステムについてブラジルから情報を提出してもらって審議をするというような予定になっているというふうなことが公表されております。

具体的な諮問内容でありますけれども、現行、輸入手を停止ということになっているわけですが、これを解除するに当たって輸入条件の設定が必要であろうということでもあります。内容としては、端的に言えば前回――すみません。前回というのは正確ではありませんが、昨年10月22日付で答申をいただいた、我が国、それから外国4カ国の答申に合ったSRMの範囲というものをごここに記載しております。月齢条件を諮問するかどうかにつきましては、これは先ほども申し上げたとおり、OIEで無視できるリスクの国ということの評価されておきまして、これまでまだ、無視できるリスクの国に評価されている国の発生においてどういう評価をするか、どういう対応をするかということについては前例がないということもございまして、やはりこういった規制をするに当たっては、WTO協定、SPS協定でも科学的根拠に基づくということが重要でございますので、今回、諮問の内容としては、月齢条件というのは特に記載をしておらないというようなこととなります。

ブラジルもそうですけれども、ほかにも無視できるリスクの国というふうな位置付けられていて、日本がたくさん牛肉を輸入している国もございまして、そういったことも踏まえて、今後御審議をいただいた上で、その結論に基づいて管理措置を講じていきたいというふうなことを考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○石井委員 御説明にもあったのですけれども、ブラジルからの今までの輸入状況なのですが、生ではなくて加熱のみで1,000から1,500tというお話でしたけれども、その加熱した製品というのは、もうかなり加工された、例えばハムとかそういうような状態なのか、第一次加工的な加熱なのか、その辺を教えていただければと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 すみません、説明が十分でなくて。最初の肉として輸入されているものは1,000から1,500t程度というふうに申し上げましたけれども、その肉というのは煮沸したお肉なのです。牛肉でも、単に煮沸しただけというものでありまして、主にやはり加工原料に、国内で再加工して使用されるようなものです。それ以外の食肉の加工品の中には、もう既にready-to-eat といいますか、食べる、そのまま市販できるようなものもありますし、さらに日本でやはり味つけだとか調味とか加工とかした上で販売されるという、二次加工のための原料のようなものも含まれています。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

○三森委員 ブラジル政府から入手された資料のことについてお伺いしたいと思います。

ブラジルで発生が確認された今回のBSEですが、非定型BSEの可能性が高いと言われておりますが、英国のOIEのリファレンスラボで実施されたウエスタンブロッキングの検査結果の詳細については、今後プリオン専門調査会で審議していく上において、とても重要な資料と考えております。

それで、今回の提出資料でございますが、このウエスタンブロッキングの結果についての写真は添付されているのでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 今回提出させていただいた資料の中にはウエスタンブロットの写真はございません。一応詳しい資料を提供してほしいということで、ブラジル側から提供のあったものについて諮問書に添付させていただいております。ただ、イギリスでの検査結果については「Results came out as inconclusive」というふうにだけ記載をされているということでもあります。ただ、その結果に関しては、どうもLタイプ、クラシカルのCタイプというよりはHタイプではないかというような、アピアーズという感じで書かれているという、結構曖昧なものであります。ちょっとこれについて、ウエスタンブロットが根拠なのか、それともイムニストケミストリーの結果なのかというのは、ちょっと根拠ははっきりしないですね。ただ、詳細データについては要請いただければ、もちろんブラジル政府が同意して出してくれるものということに限定されるわけですが、追加的な資料の提出についてはぜひ対応したいというふうに考えております。

○三森委員 プリオン調査会でも、専門家がOIEで評価した根拠資料をやはり見た上で、インコンクルーシブなのか、その辺を確認しないと先に審議が進まないと思いますので、ぜひブラジル政府に、そのウエスタンブロッキングの写真を提出していただくようお願いしたいと思います。

○熊谷委員長 それでは、その資料につきましては、よろしく御配慮をいただければと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 承知いたしました。

○熊谷委員長 あと、御質問、あるいは御意見ありますか。

○山添委員 先ほど道野さんの方から、従来であると 20 カ月、30 カ月というので諮問してきたのに、今回はそういう制限を設けられなかったということの若干御説明があったわけですが、実際に、例えばブラジルから輸入される肉というのは、向こうから輸出したいと思う肉というのは月齢でいえばどれぐらいの肉という希望もあるかもしれないのですよね。そういうことを含めて、実際にはその管理側としてはどのぐらいのところまでの評価を月齢でいえば希望するとか、そういうようなことの向こうからの希望とかいうのはあったのでしょうか、先方からの。

○道野輸入食品安全対策室長 特段ブラジル政府から、こういった月齢条件であればというような、特に提案というのはございませんでした。先ほどちょっと触れましたけれども、ブラジル側で一応 SRM として除去しているものに関しても、特に月齢要件は設けていないので、多分個々の個体での月齢の鑑別だとかということは、あちらでは少なくとも一般的には対応していないのではないかなという印象を持っております。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

それでは、本件につきましては、プリオン専門調査会において審議することとします。

道野室長、ありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等 4 品目について、厚生労働省の三木室長から説明をお願いします。

○三木新開発食品保健対策室長 それでは、私の方から遺伝子組換え食品等 4 品目について御説明をさせていただきます。

資料 1-1 の 3 ページ目から 5 ページ目にかけて、お願いをしている食品健康影響評価についてということでございます。見ていただきますと、1 番目が掛け合わせが 1 つ、2 つ目も掛け合わせですが、5 品種についての掛け合わせのそれぞれの組み合わせとなっております。3 つ目が 3 品種について掛け合わせ、それぞれの組み合わせ、4 つ目が α -アミラーゼということで、合計 4 品目をお願いをしたいというものでございます。4 月 10 日にこの評価依頼をしているというものでございます。

資料は 1-4 から 1-7 までございますので、まず 1-4 から御説明をさせていただきます。

この低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統と、これと

MON89788 系統を掛け合わせたものということの評価依頼でございます。

概要については下の方に書いてございますが、既に両方とも食品の健康影響評価は終了しております、いずれも 2012 年 9 月 25 日、2007 年 11 月 12 日に官報で安全性審査を経た旨の公表をさせていただいているというものでございます。

1 つは、高オレイン酸が、いろいろ遺伝子は *FAD2-A1* の遺伝子断片であるとか、*FATB1-A* 遺伝子の断片とか入っておりますけれども、オレイン酸の生成の一部を抑制するような、ジーンサイレンシングというような形でもって高オレイン酸の含有量を高めるというようなものでございます。これにグリホサート耐性のダイズを掛け合わせるというものでございます。

掛け合わす理由については、米国で商業化をされております優良品種、これはもう既に上の右側の MON89788 系統という形質を持っているようなものが広く流通をされているということで、これに掛け合わせるためというような商業上の理由というふうに聞いてございます。

利用目的、利用方法等は従来のダイズと相違はないということでございます。

1 点目がこの掛け合わせについてであります。

次のページをめくっていただきますと、資料 1 - 5 になりますけれども、ちょっと数が多いのですけれども、MON87427 系統と 89034 系統、1507 系統、MON88017 系統と、あと Event DAS-59122-7 系統と、この 5 種類の掛け合わせということになります。いずれも害虫抵抗性、除草剤耐性の組換えのトウモロコシということでございます。全て食品健康影響評価の終了したものでございます。

次のページの 3 ページ目、資料 1 - 5 の 3 ページ目にそれぞれの概要について示させていただいております。

1 点、MON87427 系統については、4 月 1 日付で食品健康影響評価の結果をいただきまして、現在官報掲載手続中ということでございますが、いずれも安全性については問題がないというふうな答えをいただいているものでございます。その他の 4 つにつきましては、2002 年から 2007 年にかけて既に安全性審査を経た旨の公表を行っているというものでございます。

ごめんなさい。資料 1 - 5 の 1 ページ目に戻っていただきまして、これらの 5 種類の掛け合わせにはなりますけれども、これらは 2 つとか 3 つとかいうふうな形で掛け合わせていって、2 番のところに書いてございますが、伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものということでございます。

食品としての利用目的、利用方法は、従来のトウモロコシと相違はないということでございます。

*に書いてございますけれども、既に食品健康影響評価の終了したもの、掛け合わせについて終了いただいたものも 11 種類ございますので、5 種類を掛け合わせていきますと全体で 26 になりますけれども、既に 11 終わっておりますので、残り 15 の組み合わせについて評価をお願いするというものでございます。

続きまして、資料の 1 - 6 でございます。これも掛け合わせについてでございますが、MON87427 系統と MON89034 系統、NK603 系統ということで、いずれも除草剤と害虫抵抗性のトウモロコシの組み合わせになります。

先ほどと説明は同じでございますけれども、これらも伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた

もので、利用目的、方法は従来と変わりはないというものでございます。既に1つ、89034 系統とNK603 系統で評価をいただいたものがございますので、残り3つの組み合わせについて評価を行っていただくというお願いをするというものでございます。

先ほどの資料の1-5の中にも87427 系統と89034 系統が含まれておりまして、この2つの掛け合わせについては重複をしてございますので、足し合わせると全体18の組み合わせになりますが、重複が1つありますので、掛け合わせの組み合わせとしては17の組み合わせについて評価をお願いをするというものでございます。

資料1-6の裏面、2ページ目に、これら3つの種類の概要について載せさせていただいておりますけれども、先ほど御説明したように、MON87427 系統については現在官報掲載手続中でありまして、それ以外の2つについては2001年、2007年に既に安全性審査を経た旨公表をさせていただいているというものでございます。

続きまして、資料の1-7でございまして、これは *Bacillus subtilis* MDT121 株を利用して生成された α -アミラーゼに係る食品健康影響評価ということをお願いするものでございます。

2番の評価依頼添加物の概要のところをごらんいただきますと、*Bacillus subtilis* を宿主といたしまして、同じ *Bacillus* 属の *stearothermophilus* 由来の α -アミラーゼ遺伝子に、同じく *amyloliquefaciens* 由来のプロモーターと *clausii* 由来のターミネーターを連結したものを入れているというものでございまして、このMDI121 株より産生されたアミラーゼというものでございます。

発現ベクターには、このアンピシリン耐性遺伝子とクロラムフェニコール耐性遺伝子という抗生物質耐性遺伝子、あとカナマイシンの耐性遺伝子が含まれておりますけれども、アンピシリン耐性遺伝子とカナマイシン耐性遺伝子については染色体に導入をされていないということが確認をされておりますし、クロラムフェニコール耐性遺伝子については導入後に欠失をしているということが確認をされておりますので、最終的なMDI121 株には抗生物質耐性マーカー遺伝子は残っていないというものでございます。

利用目的、利用方法については、 α -アミラーゼはこれまで幾つか評価をいただいておりますけれども、従来のもものと比べまして耐熱性とかスクロース耐性が向上している以外は、利用目的、利用方法については相違はないというものでございます。耐熱性、スクロース耐性が向上すれば何がいいのかということでもありますけれども、例えば菓子類、ケーキ類とか、そういうもので糖分が高いようなものについては水分保持能力が高くなって食感が向上するというような特性を持つというものでございまして、そういうことを目的に、この α -アミラーゼが開発されたというふう聞いております。

このたび、今回食品健康影響評価をお願いするものについては、以上の4品目でございます。以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○村田委員 最後のアミラーゼのものですけれども、この中に *Bacillus stearothermophilus* 由来の α -アミラーゼ遺伝子と書いてありますけれども、これ、多分 *Bacillus* 属では、何か名前が変わっているような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○三木新開発食品保健対策室長 申請書の中には *Bacillus stearothermophilus* ということだけでいておりまして、そのまま書いておりますので、ちょっとそこは必要であれば確認をさせていただきたいと思います。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ないですか。

それでは、それについては確認していただくということで、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとします。

三木室長、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

添加物 2 品目、化学物質・汚染物質 2 品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、添加物「酢酸カルシウム及び酸化カルシウム」に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料の 2-1 でございますが、こちらの添加物評価書をおめくりいただきまして、添加物評価書の 3 ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらに審議の経過がございますけれども、添加物専門調査会の方で審議がされまして、その審議結果につきまして 2 月 18 日の食品安全委員会の方で御報告をいたしまして、3 月 20 日まで御意見・情報の募集を行ったところでございます。

こちらにつきましては、評価書の 60 ページの方に食品健康影響評価がございまして、60 ページ、61 ページにかけて記載がございますけれども、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、それからカルシウム塩及び酢酸の安全性に係る知見等の検討の結果、安全性への懸念はなく、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がなく、いずれも ADI を特定する必要はないという御評価になっております。

また、なお書きといたしまして、我が国において添加物「酢酸カルシウム」、添加物「酸化カルシウム」の使用が認められた場合の推定摂取量は、合わせて 111.37 mg/人/日となっております。カルシウムの耐容上限量が 2.3 g/人/日と定められていることを踏まえまして、栄養強化剤として過剰摂取等により耐容上限量を超えることがないように留意する必要があるとされたところでございます。

こちらにつきまして、御意見・情報の募集を行いました結果としまして、1通の御意見がございました。

資料2-1の後ろから2枚目をごらんいただけますでしょうか。

いただいた御意見でございますが、概要に書かせていただいておりますように、評価書59ページの国際機関等における評価4(3)において、Council for Responsible Nutrition (CRN)の出版物への言及は削除すべきという御意見でございます。理由のところに記載がございますけれども、CRNが特定の食品製造者等を擁する団体であるため、このような団体の出版物をJECFA、IOM等の国際的に認められた評価機関の評価書と並べることが不適切であるというような内容になってございます。

専門調査会の回答が右側でございます。添加物専門調査会におきましては、酢酸カルシウム及び酸化カルシウムの食品健康影響評価を行うに当たりまして、各機関で設定されたカルシウムの耐容上限摂取量の調査を行っており、評価書案には、公的機関によるものか、民間団体によるものかにかかわらず、全ての調査結果を記載して得られた情報に対する審議の経緯を記録していると、そのことにより中立性と透明性を確保しているという御説明になっております。食品安全委員会としては、今後とも、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価を行ってまいりますという回答になってございます。

よろしければこの内容で関係機関の方に通知をさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち酢酸カルシウム及び酸化カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、化学物質・汚染物質2品目のうち、清涼飲料水中の化学物質「ジクロロ酢酸」に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましても、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、資料2-2をお願いしたいと思います。ジクロロ酢酸の関係でございます。

最初に2ページをお開きいただきまして、審議の経緯をごらんいただきますと、本年2月25日の食品安全委員会に報告させていただきまして、3月27日までの間、国民からの御意見・情報の

募集を行ったところでございます。

本剤につきましては、6ページをごらんいただきまして、評価対象物質の概要としまして、このようなハロゲン化酢酸類につきましては、浄水過程における水道原水中の有機物質や臭素が消毒剤と反応して生成される、言ってみれば消毒剤副生成物の一つということでございます。

食品健康影響評価につきましては35ページからでございますが、実際でございます数値につきましては37ページにございまして、本剤につきましては、非発がん毒性を指標とした場合のTDIと、それから発がん性を指標とした場合のTDI、それからまた、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを提示をさせていただいております。このような結果でございます。

それで、本剤につきましてはパブリックコメントの結果につきましては、後ろから2枚目の紙でございますが、特に御意見・情報の提出はなかったということでございます。

それから、最後のページに評価書の変更点ということで、若干の表記の適正化といいたしめようか、文言修正をさせていただいておりますので、御了承いただければと思います。よろしければ関係機関の方に通知をしたいと思っております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項について、御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、化学物質・汚染物質専門調査会におけると同じ結論、すなわちジクロロ酢酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日許容量を $12.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がんユニットリスクを $7.8 \times 10^{-3}/(\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、清涼飲料水中の化学物質「フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)」に関する食品健康影響評価についてです。

事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、資料2-3をお願いしたいと思います。清涼飲料水中のフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の関係でございます。

これについては4ページをごらんいただきたいと思っております。

食品健康影響評価のところでございます。その冒頭のところに書いてございますように、このフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)につきましては、既にフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)として、食品安全委員会におきまして器具・容器包装の規格基準の改正に係る物質としまして食品健康影響評価が審議されてございます。その上で、本年の2月18日にTDIとしまして $0.03 \text{mg}/\text{kg}$ 体重/日とする評価結果を通知しているところでございます。

本剤につきましての化学物質・汚染物質専門調査会におきましては、このフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）につきましては、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）の別名の同一化合物であるということから、器具・容器包装の規格基準の改正に係る物質として、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）の評価結果を適用しまして、この評価結果をもってフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の評価結果とするということでさせていただきます。

なお、本件につきましては、既に同一の化合物でございますフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）として評価結果を有してございますので、さらなる御意見・情報の募集手続は行わず、この調査会の結果をもちまして関係機関に通知したいと考えてございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○佐藤委員 この評価結果の返し方なのですが、先ほどの説明にあったように、既にフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、DEHP として評価結果をもう返しているわけですよね。そうなりますと、専門調査会からの文書にも、その DEHP の評価結果を適用することとしたということになっていますので、この評価結果を厚生労働省に通知する際には、専門調査会からの数ページの短い評価書を添付する必要はないのだろうというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○熊谷委員長 この件につきましては、佐藤委員の提案どおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 それでは、ほかに。

○村田委員 すみません。私、これじゃなくて1つ前のもので申しわけないのですが、2-2の方でちょっと質問し忘れてしまったので。

質問というか、10 ページのところに代謝の絵が描いてあるのですが、今ちょっと気がついたので、原典が間違えていたらちょっとどうするのか分かりませんが、Dichloroacetate から Glyoxylate になって、右に行くと Glycolate と書いてありますけれども、これは、Glyoxylate が還元されているので構造式が違います。これだと Oxalate になっているので、これは訂正、最後だと思うので、ちょっと確認していただければと思います。

○磯部評価課長 よく確認して、必要であれば修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○熊谷委員長 よろしくお願ひします。

それでは、先ほどの件ですけれども、佐藤委員の提案が了承されましたので、同じ結論、すなわちフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の耐容一日摂取量を 0.03 mg/kg 体重/日と設定するということにさせていただきます。

（3）食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 25 年 1 月～3 月分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等について」です。

事務局から報告をお願いします。

○篠原リスクコミュニケーション官 資料 3 をごらんください。食の安全ダイヤルに寄せられました質問等ということで、本年 1 月から 3 月分について整理をしております。

この間の問い合わせ件数の推移でございますが、1 ページ目の上の方に書いております月別を見ていただければ分かりますとおり、1 月で 57 件、2 月で 61 件、3 月で 66 件という形で、平年並みと申しますか、通常の状態の件数で横ばいと申しますか、推移をしてきたかなというところでございます。ちなみに、昨年度 1 年間で 797 件の問い合わせ結果となっております。

その内訳につきましても、1 月が 1 ページ、2 月が 2 ページ、3 月が 3 ページという形で主要な区分に分けてまして掲示をさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

最後に 4 ページ目でございます。これまで、通常ですと、このダイヤルに関しましては、問い合わせの中から主要な問い合わせ事項、あるいは数の多い問い合わせ事項について Q&A をつくったものを掲示をさせていただいております。ただ、今回特徴的な、特に集中するような問い合わせというのがあまり見られないということもございまして、それから、これまで既に Q&A、200 件ほどつくっておりますので、若干重複するようなものもあるということもございまして、少しここで整理を変えまして、今回、問い合わせのあった当該月の主要な質問と、その回答ぶりということで、リスクコミュニケーションとか、食品安全委員会に関するもの、それから健康影響評価関係のものということでピックアップをしまして整理をさせていただいております。リスクコミュニケーションで申しますと、当方でつくっております資料等に関するお問い合わせであるとか、また評価では ADI のお話、それから、これは前回 Q&A にまとめたところがございますが、イソフラボンにしまして妊娠中の方の御心配といったような問い合わせであるとか、幾つかございます。

このような形でまとめさせていただきまして、今後、このような形にすることによりまして、今回は 3 カ月分まとめておりますが、来月からは 1 カ月分まとめまして、その翌月の比較的早い段階で整理をして情報を迅速に提供させていただきたいと思っております。また、その回に特徴的なもの等があれば、必要に応じて Q&A も作成することとしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(4) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週4月22日月曜日14時から開催を予定しております。

また、あす16日火曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、19日金曜日14時から「動物用医薬品専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第471回食品安全委員会会合を閉会します。

どうもありがとうございました。